

留寿都村で

従業員用住宅を建てる事業者の方 を応援します

補助金額 1戸当たり

50万円～150万円

留寿都村社宅建設促進事業補助金のご案内

留寿都村では、移住・定住人口の増加と村の活性化を図るため、村内に従業員等の居住を目的とした社宅を建設する事業者に対し、その経費の一部を補助します。

補助対象者・補助金額

補助対象者	補助金額
村内で従業員用の住宅(社宅)を新築する法人 ① 村内に事業所等を設け、事業を営んでいること。 ② 村税等の未納がないこと。 ③ 暴力団の構成員・暴力団と密接な関係者でないこと。 ④ 破産手続開始の申立てした者でないこと。 ⑤ 工事の着手をしていないこと。	1戸当たりの住宅の床面積が 10㎡以上 25㎡未満・・・50万円以内 25㎡以上 65㎡未満・・・100万円以内 65㎡以上・・・150万円以内 ※予算の範囲内で補助 ※補助金額は、住戸数×補助額の累計額

建設する社宅の要件

- ① 従業員及びその家族用の住宅であること。
- ② 新築の1戸建て又は共同住宅であること。
- ③ 入居戸数は2戸以上の住宅であること。
- ④ 各戸に玄関、便所、浴室、台所、給湯設備及び暖房設備が設置されていること。
- ⑤ 1戸当たりの床面積が10㎡以上であること。
- ⑥ 組立て式仮設住宅でないこと。
- ⑦ 平成31年2月末までに社宅が完成すること。 など

建てた後の要件

- ・補助金の交付を受けた日から10年間は、社宅として利用すること。
- ・入居する従業員等が留寿都村に住民登録すること。 など

募集期間・申込方法

募集期間 平成30年4月5日(木)から6月22日(金)まで
 申請方法 補助金交付申請書類、工事見積書・設計書、図面など、申請に必要な書類を平成30年6月22日(金)まで企画観光課に提出してください。

お問い合わせ先

申請様式やこの補助の内容などのお問い合わせは次のとおり
 留寿都村役場企画観光課
 電話 0136-46-3131